資料３

再エネを地域振興につなげるための仕組みについて

基本的な考え方

山 形 県

目　次

１　地域と共生した再エネ導入についての動向

２　本県における基本的な考え方

1　地域と共生した再エネ導入についての動向

2　本県における基本的な考え方

再エネ事業と地域振興についての考え方（政府）

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言（抜粋）

地域共生に関する考え方について

・地域と共生した再生可能エネルギーの導入に当たっては、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念を解消するため、適正な形で再エネ発電設備を導入し、事業終了まで適切に管理を行うことが不可欠である。

・他方、こうした適正な事業実施の側面に加え、地域と共生した再生可能エネルギーの要素としては、**地域への貢献・裨益といった側面について検討することも重要**である。

・地域への貢献・裨益としては、発電事業者が中心となり、例えば発電事業を活かした地域への貢献（住宅地に近い発電所の入口に地域交流スペースを設置、風車建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用、観光など他産業との連携等）、電気の地産地消（マイクログリッドの構築等の地域で使える「自立分散型」再エネ電力等）等が考えられる。

・地域と共生した再生可能エネルギーの導入に関する政策を検討するに当たっては、安全を確保することを大前提として、地域への裨益も含め地域共生に関するグッドプラクティス等の収集・分析を通じ、こうした**地域への貢献・裨益を発電事業者に促していくことも不可欠**である。

④横断的事項における主な対応

課題

- 地域との合意形成に向けた**適切なコミュニケーションの不足。**
- **事業譲渡（転売）**や**関係法令違反**などによる**責任主体の曖昧化**や**地域との信頼関係の毀損**。
- **非FIT・非FIP案件**への**事業規律**の課題の顕在化。また、**地域と共生した好事例**の展開が必要。

速やかに対応	法改正含め制度的対応を検討
➢ 地域との合意形成に向けた**説明項目や周知対象等**について整理し、再エネ特措法に基づく**ガイドライン等に位置付け**。**転売の場合も同様（努力義務）**。 ➢ 非FIT・非FIP案件についても**適切な補助金採択基準**を設け、適正な規律を担保。 ➢ **地域への貢献・裨益**の事例について整理し、ガイドライン等で**事業者に推奨**。	➢ 再エネ特措法の認定にあたり、説明会の開催など**地域へ事前周知の義務化**を検討（**転売の際の変更申請**の場合も同様） ➢ **関係法令等に違反**している場合は再エネ特措法上の**転売の変更申請は認定不可**とする。 ➢ 適切な事業実施を担保するため、**再エネ特措法の認定事業者の責任の明確化**等を検討。 ➢ 事故発生状況を踏まえ、**小規模再エネ設備に対する柵塀設置義務化**等を検討するとともに、**工事計画の届出時に関係法令遵守状況を確認**するなど**電気事業法等の制度的措置**を検討。

（参考：経済産業省ホームページ）

メガソーラー規制について（政府）

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ概要（抜粋）

1．不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化 【環境省、経済産業省】
◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知 【文部科学省】
◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張 【環境省】

②安全性の確保

◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化 【農林水産省】
◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設 【経済産業省】
◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化 【経済産業省】

③景観の保護

◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表 【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2．地域の取組との連携強化

◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置 【経済産業省、環境省、総務省】
◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表 【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知 【文部科学省】【再掲】
◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進 【環境省】【再掲】
◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加 【経済産業省】

3．地域共生型への支援の重点化

◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応 【農林水産省】
◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定 【環境省】
◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進 【経済産業省】

（参考：内閣官房ホームページ）

地域と共生した再エネ導入のための税の導入状況（他県）

<table>
<tr><th></th><th>青森県</th><th>宮城県</th></tr>
<tr><td>趣旨・目的</td><td>自然・地域と再エネとの持続可能な形での共存</td><td>再エネの最大限の導入と環境保全の両立</td></tr>
<tr><td>ねらい</td><td>再エネの適地誘導と地域との合意形成</td><td>再エネの適地誘導</td></tr>
<tr><td>対象施設</td><td>太陽光　2,000kW以上
陸上風力　500kW以上</td><td>太陽光、陸上風力、バイオマス
（0.5ha超の森林開発を伴うもの）</td></tr>
<tr><td>ゾーニング
・
課税範囲</td><td> 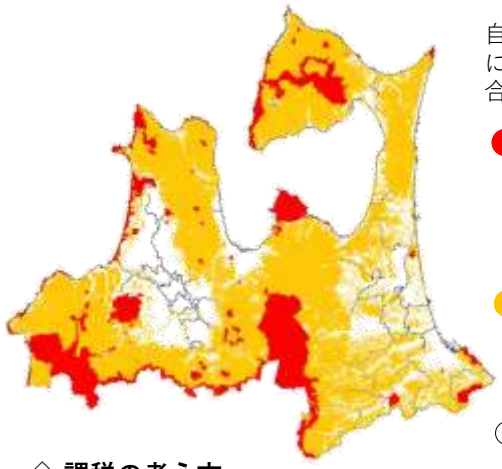
自然環境、景観、歴史、文化等について、保護・保全すべき度合いが高い順に３段階に区分
● 保護地域
（例）ラムサール条約湿地、世界遺産、国・県指定文化財、保護林、国立・国定公園、自然公園の特別区域、鳥獣保護区の特別保護地区 など
● 保全地域
（例）国有林、保安林、鳥獣保護区、国立・国定公園、自然公園の普通区域 など
○ 調整地域
保護区域・保全区域以外の区域
◇ 課税の考え方
① 原則として、全域が課税対象
（保護・保全地域の税率は重く、調整地域の税率は軽く設定）
※ ①にかかわらず、保全・調整地域内に地球温暖化対策促進法の促進区域や、市町村が再エネと共生が図られるとして再エネ特定区域を定めることができ、当該エリアは「共生区域」として非課税</td><td>
● 森林区域
◇ 課税の考え方
① 森林区域で開発面積が0.5ha超の場合は課税
② 森林区域でも開発面積が0.5ha以下の場合は課税なし
③ 森林区域以外の場合も課税なし
※ ①にかかわらず、地球温暖化対策促進法の促進区域や、市町村が定め知事が認定した区域は非課税
（上図は、地理院地図等をもとに山形県が独自作成したもの）</td></tr>
<tr><td>課税基礎
・
税率</td><td>総発電出力（設備能力）×税率
（税率）
<table><tr><th>区 域</th><th>太陽光</th><th>陸上風力</th></tr><tr><td>保護･保全地域</td><td>410円/kW</td><td>1,990円/kW</td></tr><tr><td>調整地域</td><td>110円/kW</td><td>300円/kW</td></tr><tr><td>共生区域</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr></table></td><td>総発電出力（設備能力）×税率
（税率）営業利益の20％程度として設定（以下のとおり）
・太 陽 光：　620円/kW（FIT価格に応じ～8,340円/kW）
・陸上風力：　2,470円/kW（FIT価格に応じ～4,740円/kW）
・バイオマス　1,050円/kW</td></tr>
</table>

税以外の方法で再エネと地域との共生を目指す例（他県）

【岩手県】再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き　R6.3

手引き作成の趣旨

岩手県として、既存の「公害防止協定の手引き」に加えて、新たに「**再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」の作成・公表**を行うことで、県内市町村における**地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押し**し、持続可能で豊かな地域社会の実現を図ろうとするもの。

協定の規定内容

※（1）～（4）は単なる例示であり、各市町村の判断を制約するものではない。

（1）　エネルギーの地域内循環

地域裨益協定の締結により、**再生可能エネルギーの地域内循環**を図ることが望ましく、サプライチェーン全体での脱炭素化が志向される中、地域の産業集積にもつながることが期待。

（2）　売電収入等の地域還元

地域裨益協定に（1）を規定できない場合は、**売電収入の一部の地元市町村への寄附**等を規定することが考えられ、当該財源の使途は地元住民の理解を得られるものとなることが重要。

（3）　周辺環境の保全

地域裨益協定には、土砂の流出防止や残置森林の適正管理、さらには**将来の解体処理を見据えた資産除去債務の計上**、積立金の適正管理なども必要に応じて規定することが重要。

（4）　その他

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用して、**地域裨益協定締結企業への軽課**などを市町村の条例で規定することが可能であり、該当する場合はその旨を協定に明記。

協定締結後の対応

協定に規定した内容の実効性を確保するため、**定期的な履行状況の確認**等を行う必要。

（参考：岩手県ホームページ）

再エネ事業と地域振興についての意見等

令和６年度再エネ条例発電事業審査委員会　委員発言（要旨）　R7.2.5

○（再エネ事業では）**より大きな視点で、地元に何らかの還元されるべき利益があるということを真剣に考える必要がある。**
　例えば固定資産税や事業税のような税収もその一つ。納税関係も含めて、再エネ事業がどのように地元に利益をもたらすのかということを、住民に対する説明に入れるべきではないか。

○　再エネ事業に伴う**地域振興策を決めていく場合、曖昧にならないように協定のような方法で明確化しておくとよい。**

県議会令和７年２月定例会　予算特別委員会における知事答弁（要旨）　R7.3.6

○　本県では、事業者に対し、計画の早い段階から自然環境等の配慮すべき点について県や市町村との協議や、住民説明会の開催など対話の機会を求め、地域と調和した再エネ導入に一定の効果が出ている。

○　一方、再エネの導入をめぐっては、近年、自然災害が頻発化・激甚化していることへの懸念や、**地域へのメリットが見えづらいという意見があり、再エネ導入を加速していく上では、より丁寧に地域の理解を得ていく必要がある**と考えている。

○　現在、税を含め、**地域振興につながる様々な手法を模索している。地域・市町村と事業者、県などがＷｉｎ－Ｗｉｎとなるような仕組みの構築に向けて、検討を進めていく。**

再エネ事業と地域振興についての意見等

県議会令和８年２月定例会　一般質問における環境エネルギー部長答弁（要旨）　R8.2.27

○　再エネの導入に当たっては地域との共生が大前提だが、不適切なメガソーラー開発による自然環境や景観への影響が全国で問題となっており、政府も不適切事案への法的規制の強化と地域共生型の再エネ導入を促進する方針を示したところ。

○　本県においても、再エネ条例が地域と共生した再エネ導入に効果を発揮しているが、**最近は地域と再エネ事業者との合意形成が進みづらくなっている状況も見られる。**

○　**地域の不安を解消し、地域と再エネ事業者が「Ｗｉｎ－Ｗｉｎ」となる再エネ導入を進めるためには、地域と再エネ事業者との信頼関係が構築され、地域が求める地域振興策が実現されることが大切。**

○　その実現のための手法として、税を納めることが地域振興と受け止められて、地域との対話がおろそかになってしまうおそれのある「税」の導入ではなく、**再エネ条例による地域と再エネ事業者との合意形成に向けた対話のためのガイドラインを策定し、住民の懸念事項への対応や地域振興策について具体的に話し合い、協定という形でとりまとめるよう促すとともに、県がその実行状況を確認していくという方向で検討を進めている。**

○　地域との共生を図るうえで市町村に期待されている役割は大きいことから、今後も市町村と丁寧な意見交換を行い、有識者からの意見もお聞きしながら、なるべく早期の結論に向けて検討を進めていく。

再エネ事業と地域振興についての意見等

市町村ヒアリング結果（概要）　～県内市町村（６か所）～

○ **再エネ導入に当たり合意形成を行う上での課題について**

・地域で再エネが受け入れられない理由として、景観への影響のほか、緊急時（設備破損時）や事業終了後の対応（残骸が放置されないか）への不安があるとの意見が多い印象。

・その他、事業者の対応（具体的な説明がない、住民の質問への対応遅い等）が信用不安を招くこともある。

○ **合意形成への行政の関与について**

・再エネ発電事業者との合意形成に当たり、地域が対等に立てない場合など行政の関与が必要な場面がある。

※ ただし、地域事情や考え方の違いもあり、行政がどの程度関与するのがよいかはケースバイケースにならざるを得ない。賛成・反対が拮抗する場合の立ち位置が難しいとの意見も。

再エネ発電事業者ヒアリング結果（概要）　～県内・県外大手（６社）～

○ **再エネと地域共生の姿勢について**

・発電地域に利益を落として地域振興を行っていく、 早い段階から地元に入って地域が求めるものを把握し、地元に再エネの具体的なイメージをもってもらうなど、大規模な再エネ発電事業を行うに当たって、地元との対話や地域との共生が必要であるとする意見が多数。

○ **地域共生の実際の取組みについて**

・物品の寄贈や環境学習など、取組みは事業者ごと多岐にわたるが、地元自治体や地域の声を聞き、地域が望むものと事業者ができることを考慮して実施している例が多い。

○ **その他の意見**

・法令等で再エネに対する規制が強まっており、これ以上の義務的な性格が強くなる制度は事業環境上好ましくないとする意見あり。

地域振興策の具体例

地域振興策の例（一部）

① 地域課題の解決
高齢世帯の除雪、中山間農地の草刈り、地域道路の整備、公民館の補修、蓄電池の寄贈、停電時の電力供給

② 地域との交流拡大
祭りへの参加･協賛、地元イベントへの出展、発電所見学受入れ、学校での環境出前講座、清掃･植樹活動

③ 地域の産業振興
地元企業への工事発注、地元からの資材調達、地元住民の雇用、特産品の販路拡大、地域観光ＰＲ

④ 売電収入の還元
地域への協賛金、地域進学者向けの就学支援金

◇ その他
・ 再エネ設備の破損時や事業終了時の適切な対応に関する事項

1　地域と共生した再エネ導入についての動向

2　本県における基本的な考え方

基本的な考え方

「地域と共生した再エネの導入の促進」が全国的な課題

本県の場合

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例
（通称：再エネ条例）

→ 事業者と地域の間で合意形成を図るための手続きを定めることで、地域の自然環境等との調和を確保。

本県が全国に先駆けて制定

〔再エネ条例の趣旨〕
計画の早い段階から地域とのコミュニケーションを促し、地域との合意形成のもとで再エネ導入を目指す。

令和４年４月の条例施行後、地域と共生した再エネ導入にある程度の効果を発揮

現状

○ 再エネ事業者と地域との合意形成が進みづらい状況も見られる

1　再エネ発電事業への不安、事業者への不信感
- 住民説明会で、故障時の修繕、緊急時の対応、事業廃止後の撤去などに不安があるとする意見が多く見られる。
- 地元住民の反対運動や、県・市町村への事業中止要望も。

2　地域がメリットを感じられない
- 「地域振興策の実施」は条例に定めがない。
- 県・市町村が事前協議で事業者に地域との共生の取組みを求めているが、内容が地域の要望と合致しない場合もある。

再生可能エネルギーと地域との共生のためには、**事業者と地元住民が話し合い、事業への不安を解消しつつ、地域が求める形で地域振興策を具体化できる仕組み**が望ましい。

地域と事業者が互いに納得して再エネを導入することで、地域振興につながる仕組みを検討　→　再エネ条例の実効性の確保

想定されるメリットとデメリット（新税導入との比較）

税のメリット・デメリット

地域側

◎ 強制力があるため、確実に地域振興の財源が確保できる

▲「納税＝地域振興に貢献」と誤った捉え方をされ、地元とのコミュニケーションを疎かにする事業者が現れるおそれがある

▲ 税収の活用方法を考えるマンパワーやノウハウが必要

事業者側

◎ 地域貢献企業としてイメージ向上が期待できる

▲ 既存事業者の経営への影響が生じる

▲ 採算性に影響が生じ、本県での新規事業を見送る事業者も想定される

話し合い、協定締結のメリット

・ 事業者に地域との対話による合意形成を促す「再エネ条例」との親和性が高いと考えられる。

地域にとってのメリット

○ 事業者と意見交換を行うことで、再エネ事業への理解を深め、主体的に考えるきっかけになる

○ 地域が求める地域振興策を事業者に直接伝え、実現への協力を求めることができる

○ 懸念事項への対応策を協定に盛り込むことで不安の払拭につながる

事業者にとってのメリット

○ 地域の理解を得て進められるため、トラブルによる事業遅延等を防ぐことができ、早期に事業の予見可能性が高まる

○ 地域との信頼関係が構築されることで長期的に安定した事業運営が可能になる

○ 地域に貢献する「地域と共生する企業」として企業イメージの向上につながる

「再エネ導入を地域振興につなげる新たな仕組み」の想定　－基本事項－

- 合意形成に向けた地域と再エネ事業者との対話を促すためのガイドラインを県が策定。
- 地域と再エネ事業者の双方が相手を正しく理解し、お互いに信頼関係を構築しながら合意形成に向けた話し合いを進め、地域の懸念・不安の解消や地域振興策を含んだ協定を締結する支援を行う。

○　目 的

事業者と地域とがお互いに話し合いを行って合意形成を図り、県内への再エネ導入を推進するとともに地域振興につなげていく。

○　想定スキーム

- 地域と再エネ事業者とで再エネ導入を地域振興につなげる協定の締結を促すガイドラインを県が策定
- ガイドラインに沿って地域と再エネ事業者が話し合い、住民の懸念事項への対応、地域振興策等を含んだ協定を締結
- 協定締結後、県が履行状況を定期的に確認。

「再エネ導入を地域振興につなげる新たな仕組み」の想定　－基本事項－

○　話し合い、合意形成の意義

◇ 再エネ条例の趣旨の再確認

・本県では、令和４年４月に再エネ条例を施行し、発電事業者と地元住民が、再エネ発電事業の計画初期段階から、十分にコミュニケーションを取って事業を進めていくことで、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指していること。

◇ 再エネ導入を地域振興につなげる考え方

・地域と共生した再エネの導入を進めていくためには、丁寧に地域の理解を得ていくことに加え、地域の自然エネルギー資源を活用した再エネ発電の利益が地域に還元され、地域振興につながっていくことも重要であり、そのための発電事業者と地元住民との話し合いが大切であること。

○　合意形成に向けた基本姿勢

［住民側］

・カーボンニュートラル社会実現のために再エネ導入促進の必要性を理解すること。
・地域で計画される再エネ発電事業や地域への影響を正しく理解すること。
・一人ひとりが主体的に関わり、再エネ発電事業を地域課題の解決や地域の活性化につないでいくこと。

［再エネ発電事業者側］

・地域の実情を十分に把握し、発電事業を地域の活性化につなげ、地域の一員として地域を支えること。
・地域との信頼関係構築のため適切なコミュニケーションをとること
・事業期間が長期にわたることを踏まえ、社会情勢や環境の変化に対応しながら事業を実施するという視点を持つこと

「再エネ導入を地域振興につなげる新たな仕組み」の想定　－基本事項－

- より実効的な内容とするため、再エネ事業者が地域の実情や要望等に応じた地域振興策や対応策等を提示しながら、話し合いを進めていくことが望ましい。
- 県はガイドラインの策定のほか、事業者に対する助言を行いながら、話合いが円滑に進むように配慮する。

○　基本的な流れ

1　地域振興策の検討

- 県は、事業者に対し協定の趣旨を説明し、地域振興策の検討について助言
- 事業者は、地域の代表者等（自治会長など）から地域の実情や地域課題を聞き取るなどして、地域振興策の案を検討

2　話し合い

［方法］意見交換会形式での実施、町内会の集会へ参加など
［内容］地域の要望を踏まえた事業者の地域振興策の案をベースに、懸念事項への対応や地域課題への解決方策等について話し合う

3　協定締結

- 話し合いの結果を取りまとめて協定を締結
- 協定締結後は、県が地域振興策（協定内容）の履行状況を事業者に確認

再エネ導入を地域振興につなげる新たな仕組み　－主な論点－

1　様々な主体の関与のあり方

（1）地元住民の関わり方

・コミュニティ意識が希薄な地域も多い中で、地域の声をどのようにまとめていくか

（2）行政の関わり方

・県や市町村の話し合い、協定締結への関わり方はどうあるべきか

- 地域の声を代弁（吸い上げ）し、事業者との話し合いに参加すること（協議会の設置 等）
- 再エネ設備立地周辺地域のみでない広域的な視点で協定内容を検討すること
- 社会情勢や周辺環境の変化に応じ、事業者に協定内容の見直しを求めること
- 地域振興策（協定内容）の定期的な履行状況の確認を行うこと　など

2　地域振興策の例示

・より多くの例示を掲載することの効果、影響について
　→　地元住民の主体的な関わりを促すことが期待できる一方、地域振興策の硬直化が懸念されないか